

覚

預ケ置候銀子之内

一金三両壹朱ト

錢九十文

右白山寺坊修復入用ニ付慥ニ請取申候如件

(安政五年)

藏之坊兼帶

午九月十八日

惠心院(印)

白川村

庄屋市左衛門様

五九六 借用申金子之事

借用申金子之事

一金子三両貳歩也

右之金子此度無抛入用之儀ニ付借用申処実正也、尤返済之儀者来
未年其御村方より納米ヲ以元利共御差引可被下候、為後日依之如
件

安政五年十二月

惠心院

法印(印)

白川村

市左衛門様

三二 業務沿革総説(茶業)

控

業務沿革総説

夫レ予カ製茶法ノ祖業ヲ襲ク茲ニ凡壹百年間降リテ安政年前ハ業

務萎菲シテ振ハズ、安政中ニ至リ適用ノ土地ヲ選ビ開墾ヲ成ス、
何分山間ノ地ニシテ抵地ハ雪霜ノ害ヲ被ムル事多年ナルニヨリ、
此寒暑ノ害ヲ免ル為メニ種々考フルニ、此レ従前ハ畑地総体夏冬
兩度耕作スルニヨリ根ヲ痛メルニ自然茶樹ノ害スルニヨリニ、生
芽ニ至リ害ヲ成スハ夏冬兩度耕作シ下木草六百貫目斗リ入レ置キ
タル所以ナルヲ悟リ去ル明治十四年ヨリ耕作セズ、只周圍ヲ耕シ
湿氣ヲ脱スル為メニ平地ノ畑ハ一反歩ヲ三部ニ分チ大抵五尺位イ
ノ溝ヲ鑿チ、此レ湿氣ヲ含メハ自然根ヲ朽シ枝葉繁茂セザル見込
ニ有之、大抵肥シ培養ハ山林内ノ下木草ヲ苅リ取り一反歩ニ付目
方一千六百貫目ヲ六月より八月中三度ニ入レ、油カス十五人糞四
十荷ト交合シ、三月十一月兩度ニ入レ、耕作セズシテ培養シタル
ト、前年ノ耕作手間ヲ下木苅リ手間ノ同手間ヲ以テ寒暑ノ害ヲ免
レ、根枝切ラザル改ニ勢力ヲ増シ、肥引事十分ナルニヨリ茶樹繁
茂シ、生芽ノ收穫先年ト比較スルニ明治十五年六月ニ及ビテハ三割
以上増如シ、香氣色沢是ニ從ヒ現在昨十八年五月三日大霜降リタ
レトモ一層害ヲ被ル事他ノ比較ヲ見レバ大ニ少シ、是レ功ノ一事
ニアリ、本年ニ及ビテハ(抹消)「耕作セズシテ」畑地一面下木
草朽チ重リテ肥土トナリ地味厚濃ニナル事此右ニ出ルモノナシ、
且ツ製造モ改良ヲ加一爾来需用者ノ愛賞ヲ得テ既ニ明治十八年当
郡茶業組合品評会ニ於テ一等ニ賞セラレ、倍々勸励シテ怠ラザル
ヲ以テ内外国人ノ信用ヲ得テ広ク販輸スルニ至ルモノ也
右申告之件は相違無御座候也

出品人

明治十九年

藤川市左衛門

七月十八日

山城国久世郡第一組白川村

作人出品 藤川市左衛門

煎茶 銘 何々

来歴

播種及成熟之氣候

油粕下木及培養ノ

順序

地味適否

収穫之分量

種蒔付寛延一年頃今年ニ至リ百三十三年

播種ニテ凡四ヶ年目ヨリ摘採ス、五月五日頃

ヨリ十五日間ニ摘採ス

油粕ヲ以テ春一度秋一度冬一度用ユ、下木六

月頃ニ一面ニシキ夏一回ニ冬一回耕

亦地

生芽百二拾貫目

間ハ壹ヶ年ニ付拾弍円ト相定メ候約定也

但シ畑添蒔ハゲハ御貴殿ヨリ御支配可被下約定也、尤下草ハ蒔

取可申候約定ニ御座候也、年貢金ハ毎年七月卅日ニ相納候

右之通り契約ニテ滿拾ヶ年間下作仕候処確實也、尤期限中ハ大切

ニ下作仕候、万一期限中ト雖モ御都合ニヨリ他江壳却相成候節ハ

右地所御返戻仕候約定也、滿期ニ至リ候節ハ元ヨリ、有之候茶樹

及柿木ハ申迄ニ無之候得共、有之候御返戻仕候、桐木ハ伐採ニ致

ス約定也、依而下作証如件

白川

下作人

明治卅五年三月十五日

藤川市左衛門

五三二 茶畑下作契約証

茶畑下作契約証

白川

字宮ノ後第拾七番地

一畑反別壹反九畝參歩

一明治卅五年三月拾五ヨリ同卅八年三月拾五日迄參ヶ年間下作金

壹ヶ年ニ付金拾円ト相定メ、同參拾八年三月十五日ヨリ向七ヶ年

白川寺藏院

平闌玉殿

余白紙

番号	資料名	年月日	備考	
803	(功勞者表彰式につき通知書)	大正 6. 3. 3	宇治町長上林檜道→藤川市左衛門	封
804	(功勞者祝賀会につき案内状)	大正 6. 3. 3	発起人総代上林檜道→藤川市左衛門	封
805	(神事執行につき案内状)	大正 6. 3. 4	県神社社務所→藤川市左衛門	封
806	大阪朝日新聞付録 万便一提	明治25. 1. 3		版
807	(檜島村山宛地につき立会絵図)	文化 6. 8	綴喜郡田原郷上町村・下町村・久世郡佐山村・佐古村・林村・檜島上村・同下村・白川村庄屋年寄	

番号	資料名	年月日	備考
767	(震災救恤金につき褒状)	明治27. 2.20	岐阜県知事曾我部道夫→藤川市左衛門
768	(棄児養育料等寄付につき褒状)	明治27. 6. 8	京都府→藤川市左衛門
769	(小学校費寄付につき褒状)	明治27.10. 1	京都府知事井中弘→藤川市左衛門
770	(宇治町農会委員当選通知書)	明治27.10	宇治町農会→藤川市左衛門
771	告知(町会議員当選につき)	明治28. 4.26	宇治町長服部鉄之助→藤川市左衛門
772	(臨時衛生委員推薦状)	明治28. 8.18	宇治町長服部鉄之助→藤川市左衛門
773	(悪疫流行時尽力につき慰労状)	明治29. 1. 1	宇治町長服部鉄之助→藤川市左衛門
774	(尋常小学校費寄付につき褒状)	明治29. 1. 4	京都府知事山田信道→藤川市左衛門
775	(白川区会一級議員当選通知書)	明治29. 6. 3	宇治町長菱木時之助→藤川市左衛門
776	証(本堂修繕寄付金受納につき)	明治29. 6.27	大久保村字広野円藏院→藤川市左衛門
777	(水害地学校救済義金につき礼状)	明治29.11. 8	京都府教育会久世郡部会長井上豹太郎→藤川市左衛門
778	(白川区長当選通知書)	明治30. 2.26	宇治町助役長井耕雪→藤川市左衛門
779	(明治27・28年戦役従軍者家族扶助寄付につき褒状)	明治30. 6. 1	京都府知事山田信道→藤川市左衛門
780	(豊太閣墳墓修理等寄付につき礼状)	明治31. 1.10	豊国会会長侯爵黒田長成→藤川市左衛門
781	(明治29年被災者救恤につき褒状)	明治31. 7. 1	岩手県知事服部一三→藤川市左衛門
782	(赤痢予防委員当選通知書)	明治32. 3.30	宇治町長岩井勘造→藤川市左衛門
783	記(御饌料受納につき)	明治32. 4. 6	皇大神宮神楽殿
784	(伝染病予防委員当選通知書)	明治32. 7.29	宇治町長岩井勘造
785	(菟道尋常小学校へ寄付につき褒状)	明治32. 3. 1	京都府知事内海忠勝→藤川市左衛門
786	履歴書	明治33. 4. 6	藤川市左衛門
787	(宇治町収入役選任認可書)	明治33. 4.12	久世郡長伴時彦→藤川市左衛門
788	(宇治町尚武義会会費徴収事務囑託状)	明治33.8.1	宇治町尚武義会長入江宗太郎→藤川市左衛門
789	(尋常小学校建築寄付金領収書)	明治34. 4. 1	槇島町長岡田佐吉→藤川市左衛門
790	(槇島尋常小学校備品費寄付につき褒状)	明治35. 3. 1	京都府知事大森鍾一→藤川市左衛門
791	感謝状(赤痢予防費等へ寄付につき)	明治35.10.16	濃飛育児院→藤川市左衛門
792	(白川区一級議員当選通知書)	明治36. 4.10	宇治町長岩井勘造→藤川市左衛門
793	告知書(白川区会二級議員当選につき)	明治36. 4.10	宇治町長代理助役中村八郎太郎→藤川市左衛門
794	(農会副代表当選通知書)	明治39. 2. 5	宇治町農会→藤川市左衛門
795	感謝状(基金へ寄付につき)	明治42. 2.25	宇治町在郷軍人会会長上林檜道→藤川市左衛門
796	当選告知書(白川区会一級議員)	明治42. 4. 9	選挙掛長宇治町長上林檜道→藤川市左衛門
797	囑託書(委員)	明治42. 9.15	宇治町尚武義会長上林檜道→藤川市左衛門
798	謝状(寄付金領収につき)	大正 3. 1.21	帝国在郷軍人会会長寺内正毅→藤川市左衛門
799	(自治制25年記念品贈呈状)	大正 3. 4.22	宇治町長上林檜道→藤川市左衛門
800	囑託書(白川東組納税副組合長)	大正 4. 2.27	宇治町長上林檜道→藤川市左衛門
801	囑託書(宇治保勝会評議員)	大正 5.12.16	宇治保勝会会長前田千賀良→藤川市左衛門
802	御通知書(功勞者推薦につき)	大正 6. 3. 2	宇治町長上林檜道→藤川市左衛門

豎

